

令和4年度石垣市住民税均等割のみ課税世帯等緊急支援金

●対象世帯へ12月中旬に案内を送付しております。

国が実施する令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金および電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に該当しない、令和4年度住民税均等割のみ課税世帯等に対して、本市独自事業として支援金を支給します。

※令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金および電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の該当世帯（家計急変世帯を含む）は対象外です。

●支援金を受給するためには申請が必要となります。早めに手続きをお願いします。

【対象者】令和4年度住民税均等割のみ課税世帯等

【申請期限】

令和5年2月10日（金）

【支給額】1世帯 3万円

【問合せ】市役所福祉総務課 ☎ 0980-87-6025

受付時間 平日9:00～17:00

（平日12:00～13:00、土日祝祭日を除く）

【令和4年度住民税均等割のみ課税となる目安】

家族構成	給与収入のみ	所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	1,000,000円	450,000円
配偶者・扶養親族（1名を）扶養している場合	1,703,999円	1,120,000円
配偶者・扶養親族（2名を）扶養している場合	2,215,999円	1,470,000円
配偶者・扶養親族（3名を）扶養している場合	2,715,999円	1,820,000円
配偶者・扶養親族（4名を）扶養している場合	3,215,999円	2,170,000円

※個人の税額等に関して、電話でのお問合せにはお答えできませんのでご注意ください。

※本事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しております。

◆申請様式等は、窓口またはホームページで入手できます。

◆住民税の確認は6月に送付している「納税通知書」で確認ください。

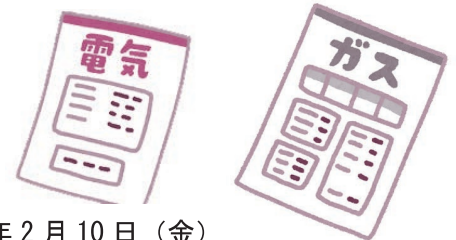


電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

●対象世帯へ12月上旬に確認書を送付しております。

令和4年度住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり5万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の確認書を、対象の世帯へ送付しておりますので、内容をご確認のうえ石垣市までご返送ください。

また、予期せず家計が急変し、住民税非課税相当と見なされた世帯（家計急変世帯）においても支給対象となります。家計急変世帯については申請が必要ですので、福祉総務課までお申し込みください。



【申請期限】令和5年2月10日（金）

【書類配布】※申請様式等は、窓口またはホームページで入手できます。

【支給額】1世帯 5万円

【問合せ】市役所福祉総務課 ☎ 0980-83-1683

（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口）

受付時間 平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター ☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

（土日祝、12/29～1/3を除く）